

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

連結納税における連結確定申告書の提出と納付

《内容》

顧問先のA社（冷凍食料品製造メーカー）は、来期からグループ内企業4社との間で連結納税制度を適用して申告する予定をしております。連結納税における連結確定申告書の提出と納付はどのようにすればよいのでしょうか。

『答』

連結納税における連結確定申告書の提出と納付の方法については、連結親法人が、連結事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内に、連結親法人の所轄税務署長に対し、当該連結事業年度の課税標準である連結所得の金額又は連結欠損金額や法人税の額を記載した連結確定申告書を提出し、納付することになります。

（解説）

1 連結納税制度とは、企業グループの一体性に着目し、企業グループ内の個々の法人の所得と欠損を通算して所得を計算するなど、企業グループをあたかも一つの法人であるかのように捉えて法人税を課税する仕組みであるとされています。

2 したがって、連結親法人は、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に、連結確定申告書を提出し、納付することとされています（法81の22①、81条の27）。

ただし、連結親法人が、会計監査人の監査を受けなければならないことなどの理由により決算が確定しないため、又は連結子法人が多数に上ることなどの理由により、各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないために連結確定申告書を提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合には、所轄税務署長はその連結親法人の申請に基づき、その各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限を2月間（特別の事情により各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各連結事業年度の連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、税務署長が指定する月数の期間）延長することができるとされています（法81の24①）。

この提出期限の延長の特例を適用するためには、その適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に、その申請書を連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出することが必要です（法81の24②）。

3 なお、連結子法人は、連結確定申告書の提出期限までに個別帰属額等を記載した書類に、その連結事業年度の貸借対照表などを添付して連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないとされており、連結親法人が連結確定申告書の提出期限の延長の特例の承認を受けている場合には、その連結子法人が提出すべき書類などの提出期限についても延長されることとなります（法81の25①）。なお、災害等による申告期限の延長は、単体申告の場合と同様に連結申告の場合についても適用されます（通法11、法81の23①）。

4 連結確定申告書を提出した連結親法人は、その申告書の提出期限までに連結法人税額を納付することになります。そして、申告書の提出期限の延長の特例を申請している場合でも、納付期限は延長されませんので注意が必要です（法77）。したがって、提出期限の延長の承認を受け、納付期限までに納付を行わなかった場合には、その連結確定申告書の提出期限から延長の承認を受けた日までの期間について、連結法人税額に対する利子税を併せて納付する必要があります（法81条の24③）。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。